

平成 29 年 7 月 4 日

各 位

ベンチャーファンド発行者名	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
	(コード：8721)
代表者の役職・氏名	一時執行役員 西川 卓男
資産運用会社名	SBIアセットマネジメント株式会社
	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
連絡先担当者名	商品企画部 富重・中村
連絡先 TEL	03-6229-0180

### 投資主総会招集通知発送のお知らせ

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、添付の通り、平成 29 年 7 月 19 日開催予定の投資主総会に関する招集通知を、本日付で、投資主の皆様へ発送いたしましたことをご知らせいたします。

なお、本投資法人は、投資主総会（平成 28 年 7 月 13 日開催）の決議により、存続期間の満了日を平成 29 年 7 月 30 日と定めたため、当該存続期間の満了を以って解散する予定です。そのため、本投資法人が発行する投資証券は、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」および「有価証券上場規程施行規則」により、その上場が廃止されます。東京証券取引所における本投資法人の投資証券の最終取引日は次の日程で予定されておりますので、証券市場で取引をされる場合はご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

東京証券取引所で予定されている本投資法人の投資証券の最終取引日程

平成 29 年 7 月 25 日（火）	最終取引約定日（予定）
平成 29 年 7 月 26 日（水）	上場廃止日（予定）
平成 29 年 7 月 28 日（金）	最終取引受渡日（予定）
平成 29 年 7 月 30 日（日）	存続期間満了日（解散日）

以 上

平成29年7月4日

# 投資主各位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人  
一時執行役員 西川 卓 男

## 投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されず、かつ議決権行使書面が平成29年7月18日午後5時までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および第3項ならびに本投資法人規約第27条第7項および第8項により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第27条第7項

投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年7月19日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 4階「孔雀」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 本投資法人解散の件                                      |
| 第2号議案 | 規約一部変更の件                                       |
|       | 議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」<br>(2頁から13頁)に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 執行役員1名選任の件                                     |

以 上

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名に委任することができます。この場合、投資主本人の議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.v-revitalize.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたします。

## 投資主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案：本投資法人解散の件

本投資法人の存続期間が平成29年7月30日で満了となり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）の規定により、本投資法人は解散することとなりますが、解散日を明確化するために、平成29年7月30日24時に本投資法人は解散するとの決議を行うものであります。

#### 第2号議案：規約一部変更の件

##### (1)変更の理由および変更箇所

変更の理由および変更箇所の概要は以下のとおりであります。

なお、本項において取り上げられている該当条文の見出しについては、現行規約における見出しを記載しております。

本投資法人は解散後、清算手続きを開始する予定です。

- ①本投資法人が解散し、清算手続きを開始することに伴い、本投資法人が負担すべき解散、清算および残余財産の分配に関する費用が現行規約に明示されていないため、これらに関する費用の負担について所要の変更を行うものです。

規約：第33条

- ②解散後の清算投資法人の機関、残余財産の分配、清算事務の委託等に関する規定を新たに設け、残余財産の分配から清算に至るまでの本投資法人の運営、事務手続き等を明示するものです。

投資法人は、解散後、投資主総会のほか、清算執行人、清算監督人および清算執行人と清算監督人で構成される清算人会ならびに会計監査人を機関として設置し、清算結了に至る一連の手続きを実行します。清算執行人は資産運用に関する業務を終了させ、債権債務を整理した後、投資主の皆様に残余財産を分配します。清算監督人は清算執行人の職務執行を監督します。また、清算執行人は、清算投資法人の財産の現況調査を行い、解散日における財産目録および貸借対照表を作成し、会計監査人の監査を受け、清算人会に提出し、その承認を受けることとなります。

以上の手続きを経て残余財産が確定したときは、清算投資法人は、投資主の皆様に対する残余財産の割り当て等に関する事項について清算人会で決議し、投資主の皆様の有投資口の口数に応じて残余財産の分配を行います。

清算事務の終了時には、清算投資法人は会計監査人による会計監査を受けた決算報告書を作成し、清算人会に提出し、その承認を受けることとなります。そのうえで清算執行人は、投資主の皆様へ清算事務が終了した旨を通知します。（投信法第150条の2ないし第163条）

なお、本投資法人の解散後の清算事務につきましては、投資主名簿等管理人業務と残余財産分配業務等を一般事務受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が引き続き業務受託し、その他各種の清算事務を受託するSBIアセットマネジメント株式会社とともに、清算執行人を補佐します。

規約規定の新設：第8章 清算

第34条（清算投資法人の能力）

第35条（投資主総会以外の清算投資法人の機関等）

第36条（清算人等の就任）

第37条（清算執行人および清算監督人の報酬および支払いの時期）

第38条（最終の営業期間および清算期間における会計方針）

第39条（最終の営業期間における運用資産に関する報告等）

第40条（財産目録および貸借対照表）

第41条（残余財産の分配）

第42条（未払分配金の供託）

第43条（決算報告の作成および清算事務終了の通知）

第44条（解散後の一般事務受託者および清算事務受託者）

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約の新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行規約	変更案
クローズド・エンド型証券投資法人 ベンチャー・リヴァイタライズ証券 投資法人規約	クローズド・エンド型証券投資法人 ベンチャー・リヴァイタライズ証券 投資法人規約
第1章 総 則 (略)	第1章 総 則 (略)
第2章 投資口 (略)	第2章 投資口 (略)
第3章 資産運用 (略)	第3章 資産運用 (略)
第4章 資産評価および金銭の分配 (略)	第4章 資産評価および金銭の分配 (略)
第5章 投資主総会および役員会等 (略)	第5章 投資主総会および役員会等 (略)
第6章 会計監査人 (略)	第6章 会計監査人 (略)

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第7章 その他</b> (諸費用の負担)</p> <p>第33条 本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者が本投資法人のために投資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般事務受託者および資産保管会社が本投資法人の指示により作成した報告書に要する費用ならびに一般事務受託者および資産保管会社に発生した費用のうち本投資法人が承認したものを負担するものとします。</p> <p>② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる費用を負担するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資口又は新投資口予約権の発行に関する費用</li> <li>2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用</li> <li>3. 投資法人説明書（目論見書）および販売資料の作成、印刷および交付に係る費用</li> <li>4. 計算書類、資産運用報告等の作成、印刷および交付に係る費用</li> <li>5. 投信法第201条の規定に</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 その他</b> (諸費用の負担)</p> <p>第33条 本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者が本投資法人のために投資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般事務受託者および資産保管会社が本投資法人の指示により作成した報告書に要する費用ならびに一般事務受託者および資産保管会社に発生した費用のうち本投資法人が承認したものを負担するものとします。</p> <p>② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる費用を負担するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資口又は新投資口予約権の発行に関する費用</li> <li>2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用</li> <li>3. 投資法人説明書（目論見書）および販売資料の作成、印刷および交付に係る費用</li> <li>4. 計算書類、資産運用報告および金銭の分配に係る<u>計算書ならびにこれらの附属明細書、解散日における財産目録および貸借対照表、清算事務終了時に作成する決算報告および清算事務終了通知その他法令で作成を義務付けられている書類等の作成、印刷および交付に係る費用</u></li> <li>5. 投信法第201条の規定に</li> </ol>

現行規約	変更案
<p>基づく特定資産の価格等の調査に係る費用</p> <p>6. 公告に係る費用および広告宣伝等に係る費用</p> <p>7. 投資主総会等の開催に伴う諸費用</p> <p>8. 本投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等に対する報酬および手数料</p> <p>9. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用</p> <p>10. その他前各号に付随または関連する費用</p>	<p>基づく特定資産の価格等の調査に係る費用</p> <p>6. 公告に係る費用および広告宣伝等に係る費用</p> <p>7. 投資主総会等の開催に伴う諸費用</p> <p>8. 本投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等に対する報酬および手数料</p> <p>9. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用</p> <p>10. <u>本投資法人の清算および残余財産の分配に関する費用</u></p> <p>11. <u>その他前各号に付随または関連する費用</u></p>
<p><u>第8章 (新 設)</u></p>	<p><u>第8章 清 算</u></p>
	<p><u>(清算投資法人の能力)</u></p> <p><u>第34条</u> 本投資法人は、解散後、清算をする投資法人（以下「清算投資法人」といいます。）として、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまでの間、存続するものとし、新たな投資および運用は行わないものとします。</p> <p><u>(投資主総会以外の清算投資法人の機関等)</u></p> <p><u>第35条</u> 本投資法人は、解散後、清算執行人、清算監督人、清算人会および会計監査人を清算投資法人の機関として設置します。</p> <p>② <u>本投資法人の解散後、第1条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第27条ないし</u></p>

現行規約	変更案
	<p data-bbox="676 150 999 405"><u>第29条、第32条、第33条および第38条については、「本投資法人」、「執行役員」、「監督役員」および「役員会」をそれぞれ「清算投資法人」、「清算執行人」、「清算監督人」、「清算人会」に読み替えるものとします。</u></p> <p data-bbox="580 440 770 469"><u>(清算人等の就任)</u></p> <p data-bbox="580 472 999 564"><u>第36条 本投資法人が解散した場合、執行役員は清算投資法人の清算執行人となります。</u></p> <p data-bbox="627 568 999 660">② <u>本投資法人が解散した場合、監督役員は清算投資法人の清算監督人となります。</u></p> <p data-bbox="627 663 999 756">③ <u>本投資法人が解散した場合、会計監査人は清算投資法人の会計監査人となります。</u></p> <p data-bbox="580 791 999 855"><u>(清算執行人および清算監督人の報酬および支払いの時期)</u></p> <p data-bbox="580 858 999 919"><u>第37条 清算執行人は無報酬とします。</u></p> <p data-bbox="627 922 999 1046">② <u>清算監督人の報酬額は、105万円とします。(振込手数料は本投資法人の負担とします。)</u></p> <p data-bbox="627 1050 999 1238">③ <u>前項の清算期間中の報酬は、本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5営業日以内に支払うものとします。</u></p> <p data-bbox="580 1273 999 1337"><u>(最終の営業期間および清算期間における会計方針)</u></p> <p data-bbox="580 1340 999 1465"><u>第38条 最終の営業期間および清算期間における会計方針については別途役員会にて定めるものとします。</u></p>

現行規約	変更案
	<p><u>(最終の営業期間における運用資産に関する報告等)</u></p> <p><u>第39条 清算投資法人が一般事務を委託する一般事務受託者は、解散により最終の営業期間が終了したときに損益計算を行い、運用資産に関する報告書等を作成して、これを清算投資法人に提出するものとします。</u></p> <p><u>② 清算執行人は、前項に定める報告書等に基づき、本投資法人が一般事務を委託する一般事務受託者を通じて法令に定める計算書類等を作成し、当該計算書類等を会計監査人に提出し、その監査を受けるものとします。</u></p> <p><u>③ 会計監査人は、前項に定める計算書類等を受領した後、法令に定める監査報告書を清算執行人に提出するものとします。</u></p> <p><u>④ 清算執行人は、第2項の計算書類等および前項の監査報告書を清算人会に提出し、その承認を受けるものとします。</u></p> <p><u>⑤ 清算投資法人は、第2項の計算書類等および第3項の監査報告書を、法令に定めるところに従い、清算投資法人の本店に備置き、閲覧に供するものとします。</u></p> <p><u>(財産目録および貸借対照表)</u></p> <p><u>第40条 清算執行人は、その就任後遅滞なく、清算投資法人の財産の現況を調査し、解散日における財産目録および貸借対照表（以下「財産目録等」といいます。）を解散後の清算事務を委託する一般事務委託者</u></p>



現行規約	変更案
	<p>を通じて作成するものとします。</p> <p>② 清算執行人は、前項に定める財産目録等を会計監査人に提出し、その監査を受けるものとします。</p> <p>③ 会計監査人は、前項に定める財産目録等を受領した後、法令に定める会計監査報告を清算執行人に提出するものとします。</p> <p>④ 清算執行人は、第1項の財産目録等および前項の会計監査報告を清算人会に提出し、その承認を受けるものとします。</p> <p><b>(残余財産の分配)</b></p> <p>第41条 清算投資法人の残余財産の分配は、金銭により行うものとします。また、清算人会の決議により、別に定める基準日現在の投資主名簿に記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数または登録投資口質権者の有する質権の目的である投資口の口数に応じて分配するものとします。</p> <p><b>(未払分配金の供託)</b></p> <p>第42条 残余財産の分配の支払開始日から3か月経過後、投資主が残余財産の受領を拒み、またはこれを受領することができないときは、清算投資法人は、残余財産の分配金を供託することができるものとします。清算投資法人が過失なく投資主を確知することができないときも、同様とします。</p>

現行規約	変更案
	<p><u>(決算報告の作成および清算事務終了の通知)</u></p> <p><u>第43条</u> 清算投資法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、決算報告を解散後の清算事務を委託する一般事務受託者を通じて作成するものとします。</p> <p>② 清算投資法人は、前項に定める決算報告を会計監査人に提出し、その監査を受けるものとします。</p> <p>③ 会計監査人は、前項に定める決算報告を受領した後、法令に定める会計監査報告を清算投資法人に提出するものとします。</p> <p>④ 清算執行人は、第2項の監査を受けた決算報告および前項の会計監査報告を清算人会に提出し、その承認を受けるものとします。</p> <p>⑤ 前項の承認を受けたときは、清算執行人は遅滞なく投資主に清算事務が終了した旨の通知を行うとともに第1項の決算報告および第3項の会計監査報告を提供するものとします。</p> <p><u>(解散後の一般事務受託者および清算事務受託者)</u></p> <p><u>第44条</u> 清算投資法人は、清算事務を以下に記載する者に委託するものとし、その名称、住所、委託すべき業務の内容および報酬について以下のとおりとします。</p> <p>1. 一般事務受託者</p> <p>(1) 名称…三菱UFJ信託銀行株式会社</p>

現行規約	変更案
	<p>(2) 住所…東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</p> <p>(3) <u>委託すべき業務の内容…</u></p> <p><u>i 発行する投資口の名義書換に関する事務</u></p> <p><u>ii 投資証券の発行に関する事務</u></p> <p><u>iii 機関（投資主総会、清算人会）の運営に関する事務</u></p> <p><u>iv 投資主に対し残余財産の分配をする金銭の支払いに関する事務</u></p> <p><u>v 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務</u></p> <p><u>vi 計算に関する事務</u></p> <p><u>vii 会計帳簿の作成に関する事務</u></p> <p><u>viii 納税に関する事務</u></p> <p><u>ix 投資主等の個人番号および法人番号の収集及び登録に関する事務</u></p> <p><u>x 投資主等の個人番号および法人番号の保管、利用および廃棄または削除に関する事務</u></p> <p><u>xi 清算に関する事務</u></p> <p><u>xii 供託に関する事務</u></p> <p><u>xiii 上記各業務に付随する事務</u></p> <p>(4) <u>報酬の計算方法ならびに支払の時期および方法…</u></p> <p><u>i (3) i から xi 及び xiii に係る清算事務委託報酬として、清算に関する費用を含め、金895万円を本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべ</u></p>

現行規約	変更案
	<p><u>き期間の経過後、5営業日以内に一般事務受託者の指定する口座へ振り込む（振込手数料は清算投資法人の負担とします。）ものとします。</u></p> <p><u>ii (3)xiiの供託に関する事務委託報酬として、残余財産の分配に関する金融機関手数料を含め、以下の料率で計算して得た金額を、証券保管振替機構より残余財産分配に係る基準日現在の総投資主通知を受領した後、直ちに一般事務受託者に算定させ、その内容を精査し、一般事務受託者の指定する口座へ振り込む（振込手数料は清算投資法人の負担とします。）ものとします。</u></p> <p><u>イ. 分配金の払出手数料件数対応分領収証の発行1件につき5円</u></p> <p><u>ロ. 分配金の払出手数料金額対応分領収証の発行金額の1,000分の8.22円</u></p> <p><u>ハ. 分配金の振込手数料(3万円以上) 分配金の振込み1件につき162円</u></p> <p><u>ニ. 分配金の振込手数料(3万円未満) 分配金の振込み1件につき117円</u></p> <p><u>ホ. 分配金のゆうちょ現金払 払出証書の発行1件に</u></p>

現行規約	変更案
<p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;"><u>つき411円</u></p> <p>iii <u>i および ii の報酬にかかる消費税等は、清算投資法人が報酬にあわせて支払うものとします。</u></p> <p>2. <u>清算事務受託者</u></p> <p>(1) <u>名称…SBIアセットマネジメント株式会社</u></p> <p>(2) <u>住所…東京都港区六本木一丁目6番1号</u></p> <p>(3) <u>委託すべき業務の内容…</u></p> <p><u>i 清算投資法人の現務の結了に関する事務</u></p> <p><u>ii 清算投資法人の債権の取立ておよび債務の弁済に関する事務</u></p> <p><u>iii 清算投資法人の清算に関する1.(3)の各業務に付随する事務</u></p> <p><u>iv 清算投資法人の清算に関するその他の事務</u></p> <p>(4) <u>報酬の計算方法ならびに支払の時期および方法…</u></p> <p><u>i 清算事務委託報酬として、清算に関する費用を含め、金450万円を本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5営業日以内に清算事務受託者の指定する口座へ振り込む（振込手数料は清算投資法人の負担とします。）ものとします。</u></p> <p><u>ii i の報酬にかかる消費税等は、清算投資法人が報酬にあわせて支払うものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

現行規約	変更案
<p data-bbox="182 150 479 212">資産運用の対象および方針 (略)</p> <p data-bbox="182 245 479 308">資産評価の方法および基準 (略)</p> <p data-bbox="465 344 538 371">以上</p>	<p data-bbox="639 150 936 212">資産運用の対象および方針 (略)</p> <p data-bbox="639 245 936 308">資産評価の方法および基準 (略)</p> <p data-bbox="922 344 995 371">以上</p>

### 第3号議案：執行役員1名選任の件

一時執行役員 西川 卓男は、平成29年2月14日に関東財務局長より、一時執行役員に選任されました。本投資主総会をもって任期満了となりますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、平成29年7月19日から平成29年11月4日となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 および重要な兼職の状況 (平成29年6月15日現在)	所有する 本投資法人 の投資口数
西川 卓男 (昭和32年11月30日)	昭和57年4月 日本楽器製造株式会社(現 株式会社ヤマハ)入社 昭和59年4月 日興国際投資顧問株式会社(現 日興アセットマネジメント株式会社)入社 平成17年6月 日興コーディアル証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 平成19年4月 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社(現日興リサーチセンター株式会社) 平成25年3月 日興アセットマネジメント株式会社 平成25年6月 SBIアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長(現任) 平成28年4月 ペンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 一時執行役員(平成28年7月退任) 平成28年4月 SBI FUND MANAGEMENT COMPANY S.A. Director Chairman (現任) 平成29年2月 ペンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 一時執行役員(現任)	0口

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条および本投資法人規約第27条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

×モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

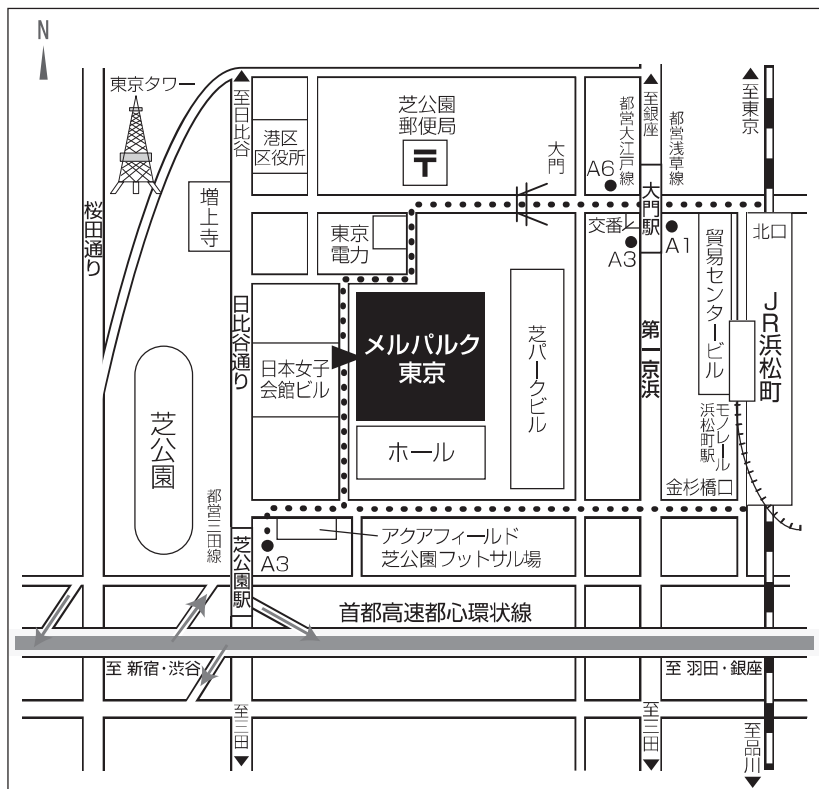


# 投資主総会会場ご案内図

## メルパルク東京

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号

代表 TEL. 03-3433-7211



### 交通のご案内

- JR  
浜松町駅(北口)又は(南口)から徒歩8分
- モノレール  
浜松町駅(北口)から徒歩8分
- 地下鉄  
芝公園駅(都営三田線「東急目黒線乗入」)A3出口から徒歩2分  
大門駅(都営浅草線「京浜急行・京成乗入」、都営大江戸線)  
A3出口から徒歩4分、A6出口から徒歩4分、A1出口から徒歩5分